

# 第1編 第2部 第1章 鉄道交通事故の動向

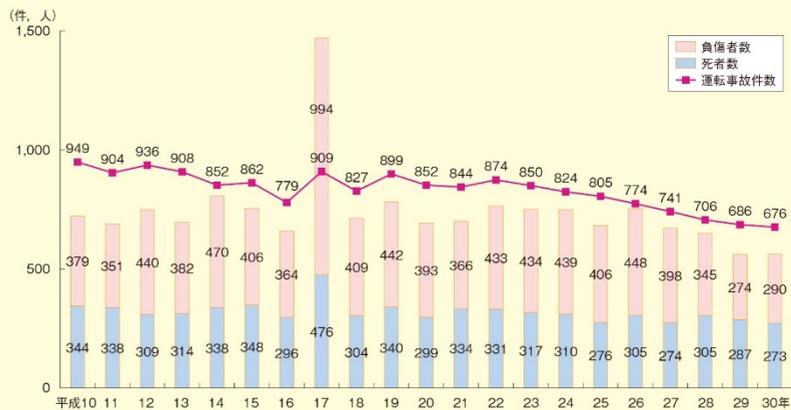
鉄道交通における運転事故※は、長期的には減少傾向にあり、平成10年に949件であったものが、20年には852件、30年には676件で前年比1.5%減であった。

運転事故による死者数は273人で前年比4.9%減であり、乗客の死者数はゼロであった。

※運転事故

列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。なお、軌道の運転事故は、鉄道運転事故と同様に定義する。

▶第1-43図 運転事故の件数と死傷者数の推移



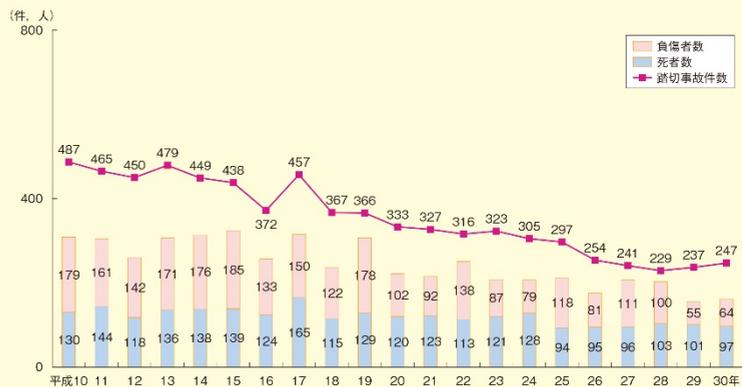
注 1 国土交通省資料による。  
2 死者数は24時間死者。

踏切事故※は、踏切保安設備の整備等により、長期的には減少傾向にある。平成30年は247件で前年比4.2%増であったが、踏切事故による死者数は97人で前年比4.0%減であった。

※踏切事故

列車事故のうち、踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故及び踏切障害事故をいう。

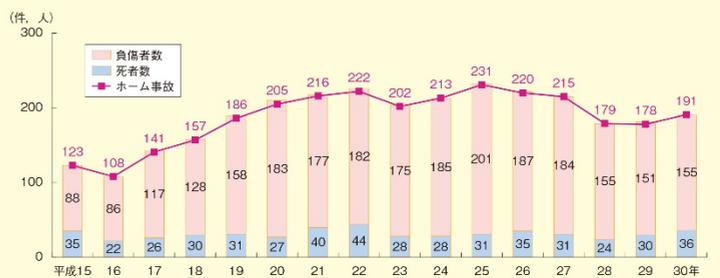
▶第1-44図 踏切事故の件数と死傷者数の推移



注 1 国土交通省資料による。  
2 死者数は24時間死者。

平成30年の人身障害事故は389件で前年比2.1%増、死者数は176人で前年比5.4%減、このうちホームから転落して又はホーム上で、列車と接触して死傷する事故（ホーム事故）は、30年は191件で前年比13件（7.3%）増であり、ホーム事故による死者数は36人で前年比6人（20.0%）増であった。

▶第1-46図 ホーム事故の件数と死傷者数の推移



注 1 国土交通省資料による。  
2 死者数は24時間死者。

## 第1編 第2部 第2章 鉄道交通安全施策の現況

### 鉄道交通環境の整備

#### ◎鉄道施設の豪雨対策の強化

近年、頻発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策に対する支援制度を新たに創設し、豪雨対策を推進した。

#### ◎駅ホームにおける安全性向上のための対策の推進

駅ホームにおける転落防止対策は、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間とりまとめ（平成28年12月）に基づき、ハード・ソフト一体的に進めているところである。具体的には、ハード対策として、ホームドアや内方線付き点状ブロックの整備の加速化を図るほか、ソフト対策として、駅員等による誘導案内の充実や旅客による声かけの促進を図ることとしている。

平成30年12月には同検討会の第8回を開催し、各鉄道事業者の進捗状況を確認した。ハード面では、ホームドアの設置駅数が30年3月末現在で725駅、令和2年度末に908駅となる見込みであり、交通政策基本計画の目標（令和2年度に約800駅）を前倒しして達成する見込みであることが確認できた。ソフト面では、視覚障害者が参画した研修等を実施する取組が増加するとともに、鉄道事業者等が連携して「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンを実施した。

### 鉄道交通の安全に関する知識の普及

踏切事故防止について、ポスターの掲示等によるキャンペーンを実施し、学校、沿線住民、道路運送事業者等に対し、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識の普及及び意識の高揚を図った。

また、首都圏の鉄道事業者が一体となって、酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットフォーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図った。

### 鉄道の安全な運行の確保

#### ◎気象情報等の充実・対応

地震発生時に走行中の列車を減速・緊急停止等させることにより列車転覆等の被害の防止に活用されるよう、鉄道事業者等に対し、緊急地震速報の提供を行っている。さらに、台風の来襲に備え、鉄道事業者各社が行った「計画運休」の対応等について、関係者が情報共有を行うとともに今後の計画運休のあり方等について検討を行うため、「鉄道の計画運休に関する検討会議」を開催し、中間とりまとめを行った。

#### ◎大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した際に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行った。

また、大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導した。さらに、大阪府北部を震源とする地震を踏まえ、駅間停車列車における乗客の早期救済等に係る取組を推進した。

### 踏切道における交通の安全についての対策

#### ◎踏切事故防止対策の現状

平成30年度は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに176か所を指定し、29年度までに指定した824か所と合わせ、1,000か所となった。指定した踏切道については、地方踏切改良協議会を順次開催し、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた踏切道対策の一層の推進を図った。

また、これまでに指定した踏切道と道路管理者、鉄道事業者等が自主的に行ったものを合わせて、平成29年度に改良が図られた踏切道数は、立体交差化14か所、構造の改良211か所、踏切保安設備の整備23か所に及んでいる。また、踏切道の統廃合についても、立体交差化等の事業と併せて実施した。